

# 京都府中小企業技術センター 第4期中期事業計画

〔事業期間：令和3年度～令和5年度〕

令和3年3月

京都府中小企業技術センター

# 京都府中小企業技術センター憲章

平成 24 年 3 月策定

## 1 基本理念

「基本理念」は、当センターが京都府の地域産業政策達成のための施策展開と産業技術の実務的支援を担う機関として、その存在意義や目的を示すもので、以下のとおりとします。

**私たちは、京都府産業を支える中小企業の技術力向上を支援し、  
企業活動と地域経済の発展に貢献します。**

## 2 基本方針

基本理念を踏まえ、次の4つの「基本方針」を定めます。

- (1) 府内中小企業の皆様の期待に応えられる技術的な価値とサービスの提供をめざします。
- (2) 府内中小企業の皆様から必要とされ、気軽にご利用いただけるセンターをめざします。
- (3) 産業支援機関や大学など多くのパートナーと連携・協働し、府内中小企業を幅広く応援します。
- (4) サービスの質と量の向上を図り、府内中小企業のイノベーション(技術革新)と持続的発展に貢献することをめざします。

## 3 行動指針

基本理念を実現するために、私たち京都府中小企業技術センターの職員は、次の「行動指針」のもと日々の業務活動を推進します。

- (1) お客様本位  
常に当センターを利用されるお客様の立場に立って考え、行動します。
- (2) 現場視点  
常にお客様との対話を大切に、現地現場の視点から考え、行動します。
- (3) 自己革新  
常にネットワークを拡げ、産業技術の動向に注目し、自己研鑽を図りながら自己革新に努めます。
- (4) 社会的責任  
常に技術支援の社会的責任を自覚し、高い倫理観をもって行動します。

## はじめに

京都府中小企業技術センターは、工業系の公設試験研究機関として、試験分析などの技術支援、人材育成、研究開発などを業務の柱に企業の技術力向上を支援し、地域の産業に貢献していくことを目的としています。

センターが事業を進める上で基本とすべきものとして、平成 24 年にそれまでの「中期事業指針」の見直しを行い、センター職員が業務運営や事業の実施、日々の技術支援に当たって常に判断基準となる「センター憲章」を定めました。このセンター憲章の理念を実現するための具体的な活動を定めているのが中期事業計画です。平成 24 年度に第 1 期の計画を定め、以来 3 年ごとに現状を点検しながら新たな計画を策定しており、今回で第 4 期となりました。策定に当たって常に重視してきたのは、若手職員が主体となって自分たちの現状を見つめ直し、将来像を描くということです。今期の計画においても、主任研究員以下の職員で構成するワーキンググループによる提案が、重点目標を達成するための具体的な取り組みのベースとなっています。

第 4 期中期事業計画の特徴は、第 3 期までの活動で積み重ねてきた「横軸(所内)の連携」の強化を土台として、「縦軸(企業と)の連携」に発展させるという点にあります。ものづくりの現場に足を運んで企業や業界の直面する技術課題を発見し、分析して、解決策を立案する。それを、企業や関係機関等と共に推進することによって、企業ニーズに即したソリューションを提供するとともに、自らの実力や即応性を高めていこうとするものです。

新型コロナウイルスがもたらした「新たな日常」や、社会全体のデジタル化に向けた動きなどにより産業構造に大きな変化が起こっている今、京都府中小企業技術センターが府内中小企業の皆さんに気軽にご利用いただけ、そして課題解決に役立つ「頼られるセンター」であるよう、センター職員が一丸となって取り組んでまいります。

令和 3 年 3 月

京都府中小企業技術センター 所長 澤田 信幸

# 目 次

<b>1 事業推進のめざす方向性</b>	<b>1</b>
（1）企業の期待に応えられる技術サービス・情報の提供	1
（2）「評価・提案力」・「職員の連携」強化による課題解決の促進	1
（3）産業構造の変革に対応できるひとづくり	1
（4）府内企業の発展を生み出す新産業の創造・新技術の開発支援	1
<b>2 計画の重点と取り組み</b>	<b>2</b>
（1）重点目標	2
（2）取り組みのコンセプト	2
（3）取り組みの内容	2
（4）推進体制	2
<b>3 事業の展開</b>	<b>4</b>
（1）技術支援	4
（2）人材育成	4
（3）研究開発	5
（4）関係機関との連携	6
（5）情報発信	7
（6）地域産業の活性化	7
（7）技術支援体制の充実・強化	7
<b>4 計画の推進</b>	<b>9</b>
（1）P D C Aの徹底	9
（2）取り組み実績の公表	9

## 第4期中期事業計画策定委員会

所長/澤田信幸 副所長/坂之上悦典 総務課長/松田克也 企画連携課長/北垣寛  
基盤技術課長/久野孝希 応用技術課長/大藤升美 中丹技術支援室長/安達雅浩

## 第4期中期事業計画策定ワーキンググループ

総務課/谷垣優貴 企画連携課/福岡崇、藤田寿広  
基盤技術課/大見庸平、田中敦士(リーダー)、倉橋直也 応用技術課/小山洋太、宮島直人  
中丹技術支援室/山口情

## 1 事業推進のめざす方向性

当センター憲章の基本理念、基本方針に基づき、事業を推進する上でめざす方向性は以下の4つとします。

### (1) 企業の期待に応えられる技術サービス・情報の提供

中小企業からの多種多様な技術相談の窓口として、気軽にご利用いただける「開かれたセンター」であると同時に、ものづくりの基盤技術をはじめ幅広い技術相談など満足いただける対応を行うとともに、当センター内で対応が難しい課題でも関係機関等との幅広いネットワークを活用し、相談者の課題解決に前向きに取り組む「頼られるセンター」をめざします。

また、当センターは中小企業から必要とされる情報源として、タイムリーで役立つ情報提供を行います。

### (2) 「評価・提案力」・「職員の連携」強化による課題解決の促進

相談内容から技術課題の本質をとらえ、「評価・提案力」（計測、測定、観察、分析等による正しい評価結果と、そこから導かれる適正な考察及び課題解決への技術提案力）と「職員の連携」を強化し、中小企業の技術開発、品質管理及びものづくり現場における改善など種々の技術課題の解決に対応できる機関をめざします。

### (3) 産業構造の変革に対応できるひとづくり

当センターでは、次代のものづくりに対応できる製品企画、設計・加工・評価技術、品質管理技術、環境技術等の多彩な研究会、セミナー・講習会を開催し、産業構造の変革に対応できる中小企業技術者の育成を支援します。

### (4) 府内企業の発展を生み出す新産業の創造・新技術の開発支援

共同研究、製品開発に向けた研究会及び大学との交流会等を通して府内企業や地域産業のイノベーションへの取り組みを推進し、必要とされる新たな技術開発とこれに対応する人材を育て、地域産業の永続的發展に貢献します。

## 2 計画の重点と取り組み(令和3～5年度)

### (1) 重点目標

次の3項目を計画の重点目標とし、目標を達成するため(2)以下により取り組みます。

#### ①職員力の向上

「頼られるセンター」であるための至上命題。技術継承・資質向上、研究活動の促進、課や係の枠を超えた企業支援の強化などを含めた総合的な職員力を向上させます。

#### ②現場主義の徹底

企業や業界のニーズに対応するために不可欠で、職員力の向上にもつながる重要な命題。企業訪問の促進、業界団体や関係機関等との連携強化など、現場主義を徹底します。

#### ③即応性の強化

社会情勢や環境の変化、災害等の突発的な課題に対応するために必要な命題。状況に即して迅速かつ柔軟に対応できる組織となるため、即応性を強化します。

### (2) 取り組みのコンセプト

「待ちの組織から導ける組織へ ～企業ニーズに即したソリューションを提供します～」

### (3) 取り組みの内容

企業や業界の直面する技術課題やセンターに求められているものを調査等により把握し、どのような解決策を提供できるかを軸に分析を行い、導かれた解決策を事業立案・推進を経て、業務へ反映させることにより、企業や業界への支援を行う業務サイクルを確立させます。

また、「課題発見・分析、事業立案・推進」のサイクルを職員の実践を通して定着、向上させることによって、突発的な課題に対しても迅速かつ柔軟に対応できる組織としての即応性を強化します。

#### ※想定する課題

##### ①現状課題への取り組み

ポストコロナ社会におけるデジタル化技術(無線通信技術・ネットワーク技術、設計・実装技術、デバイス技術)など、府内中小企業が必要とする技術課題をピックアップし、最適なソリューションを提供します。

(解決手法の例)新規研究会の設立、現地アドバイスチーム結成、共同研究・受託研究の実施

##### ②将来に備えた取り組み

大学や研究機関等の研究内容や各種専門誌を調査・分析し、将来有望となりうる技術分野にアンテナをはり、府内中小企業に情報提供します。

(解決手法の例)ホームページや情報誌による情報発信、セミナーの企画

### (4) 推進体制

計画推進の中核組織となる「推進ワーキンググループ」と、個別課題に取り組む複数の「推進プロジェクトチーム」を所内横断的に組織します。

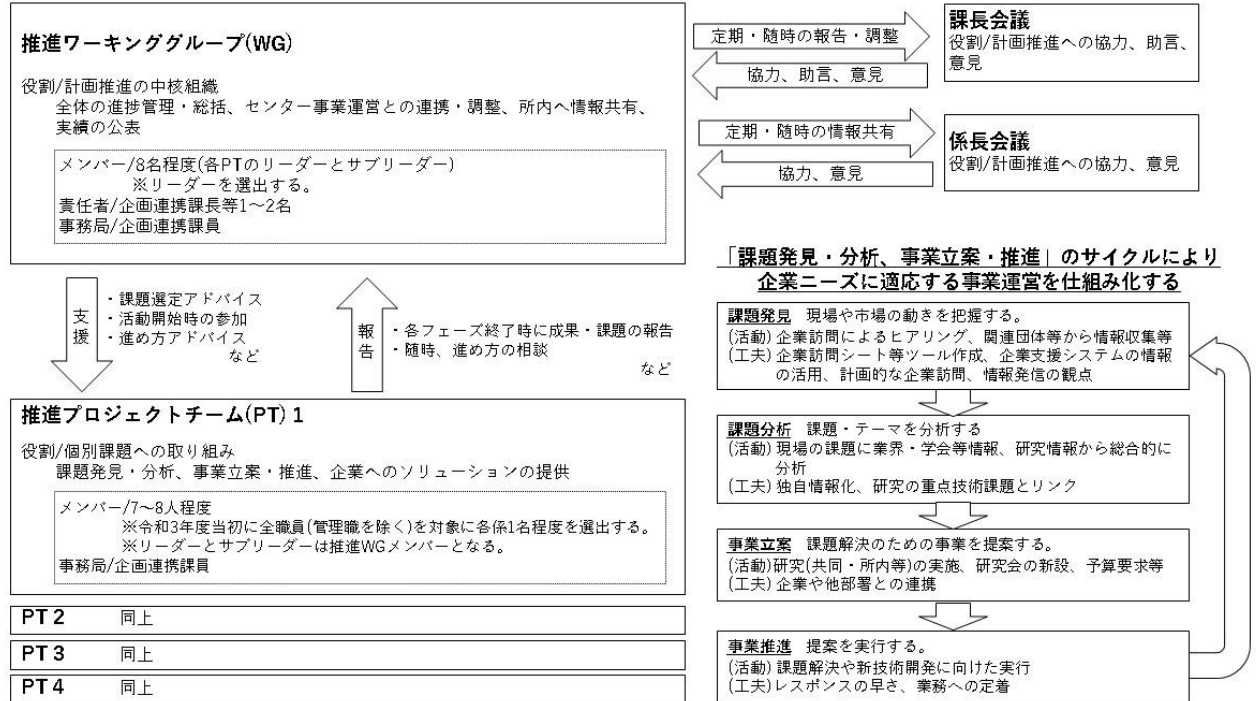
#### ・推進ワーキンググループ

全体の進捗管理・総括を行うとともに、各推進プロジェクトチームの活動を支援し、その成果を蓄積します。

・推進プロジェクトチーム

「※想定する課題」で示すような個別課題について、課題発見・分析、事業立案・推進を実践します。

(推進体制図)



(想定スケジュール)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
WG	全体の進捗管理・総括、センター事業運営との連携・調整		
PT1	結成、課題発見・分析	事業立案・推進	
PT2	結成、課題発見→	課題分析、事業立案・推進	
PT3	結成、課題発見→	→	課題分析、事業立案・推進
PT4	結成、課題発見→	→	→

※期間当初に推進ワーキンググループと4つの推進プロジェクトチームを結成し、工程表を定めて推進する。

### 3 事業の展開

#### (1) 技術支援

中小企業が抱える技術上の課題解決や技術水準の向上、新製品や新技術の開発促進などを支援します。

##### ア 技術相談

品質管理や技術改善、研究開発などの技術に関する悩みや課題、現場での困りごとなどについて幅広く対応し、アドバイスや情報提供する技術相談を行います。企業の技術課題の内容に応じて、依頼試験や機器貸付、受託研究または共同研究へと展開、技術課題の解決に貢献します。また、企業ニーズを把握する等重要な機会ともなるため、業務の根幹として位置付け、一層の充実を図ります。

##### イ 依頼試験

強度や硬さ、摩耗などの材料試験、電気試験、分光やクロマト、X線などの分析、形状や寸法などの精密測定のほか、環境や理化学、微生物試験などの依頼試験を実施します。実施に当たっては、試験の結果を企業に報告するだけでなく、試験結果を踏まえた技術的な知見や試験・分析の手法の検討等、技術指導まで含めた一貫したサポートを行います。

##### ウ 機器貸付

中小企業の技術者が自ら操作して試験や分析、測定などを行えるよう、当センターで保有する試験分析機器や測定機器の貸付を行います。利用の際には、必要に応じて職員の知識・経験を活かして的確な支援を行うとともに、随時機器の取扱い講習会等を開催します。

##### エ 企業訪問による現地現場対応

府内中小企業との間でお互いを知り「顔の見える」密度の濃い関係を築くため、技術職員が企業の生産現場に出向き、企業ニーズの把握や技術的課題の解決に取り組むとともに、現地現場を確認して技術課題フォローアップなど必要な助言・指導を行います。

##### オ 企業への助成、表彰等に係る技術審査

府や(公財)京都産業21等からの依頼による技術的観点からの審査・評価に積極的に協力し、外部資金を活用した研究開発を求める企業等への支援に寄与します。

##### カ 府施策と連携した技術的対応

府の産業政策を担う観点から、府の主要事業に対し技術面からサポートします。

##### キ 地域技術相談会の開催

府広域振興局と連携して、府内市町村、地域の産業支援機関や業界団体との積極的な連携により、現地での技術相談会や懇談会を実施します。

#### (2) 人材育成

基盤技術の強化や技術者の育成、新事業展開の準備など、これからのものづくりに必要な幅広



い分野のスキル向上のための研究会やセミナー開催等により、中小企業の人材育成を支援します。

#### **ア 研究会、セミナー・講習会の開催**

研究成果の普及や最新の技術動向に対応する研究会、セミナー・講習会を開催します。実施に当たっては、これまでのセミナー等の参加者アンケートの情報を踏まえ、製品企画・設計・加工・評価技術・環境対応等の利用者ニーズにきめ細かく適合させるとともに、ものづくりの課題解決に実践できるよう充実した内容をめざします。

#### **イ 研究生・実習生の受け入れ**

府内の中小企業等の研究者・技術者の育成を図るため、中小企業等から研究生を受け入れ当センターの設備機器を活用しながら研究のサポートや当センターが有する技術の移転と技術習得を図ります。また、大学等からの実習生を積極的に受け入れ、カリキュラムを作成して研修等を行います。

#### **ウ 中小企業等への啓発**

- ものづくり企業の経営及び技術の改善等の促進・啓発を図るための取り組みを行います。
- ・京都府モデル工場会における先進工場や会員相互の見学会
- ・センター協力会会員企業への役立つ情報の提供

### **(3) 研究開発**

地域産業や中小企業が直面する技術課題の解決を第一の目標として、通常の技術相談や依頼試験、機器貸付では解決できないテーマや今後必要と見込まれるテーマ等について、所内研究、共同研究及び受託研究として取り組み、中小企業の研究開発を支援します。

#### **ア 所内研究、共同研究**

所内研究及び共同研究の研究課題設定に当たっては、京都府総合計画及び商工労働観光部重点目標を踏まえて定めた「重点技術課題」（第3期中期事業計画において平成30年12月策定、令和2年4月改定）によることを基本とするとともに、以下のとおりとします。研究の実施に当たっては積極的に競争的外部資金の獲得に努めます。

##### **(7) 研究課題設定の視点**

- ・企業調査等で把握した産業動向や府内企業のニーズを踏まえた技術課題
- ・依頼試験等の日常業務に係る課題で、効率化・高精度化に対応する技術手法の開発

##### **(4) 研究結果の普及・活用についての視点**

- ・現況調査では課題を把握・予見すること
- ・技術の改善・効率化に役立てること
- ・技術の探求や知見の蓄積を行うこと

#### **イ 受託研究**

個々の企業の課題解決のため、企業からの受託研究を積極的に受け入れ、企業の研究開発を支援します。

## ウ 委託研究

先進的な技術や当センターの対応が困難な重要テーマについて、大学・研究機関等に委託し、その研究成果を広く普及します。

## エ 研究課題評価

当センター管理職等による内部評価と、企業・大学等の外部有識者による外部評価を実施し、研究の必要性・有効性・効率性等を事前・中間・事後に評価するとともに、必要により追跡評価を行い、府民の理解を得るとともに効果的・効率的な研究を推進します。

## オ 知的財産の活用

研究開発等から得られた成果については、積極的に外部へ公表するとともに、知的財産として保護すべきものについては、府として出願・権利化を行い(一社)京都発明協会とも連携しながら、中小企業等への技術移転やホームページ、各種展示会等において、当センター所有の知的財産の広報を行います。

また、当センターの特許権を(独)工業所有権情報・研修館の開放特許情報データベースに登録し、有効活用\*を行います。

※共有の特許権の場合は、共有者の了解が得られたものに限る。

## カ 企業との協働による具体的な技術開発の推進

企業連携技術開発支援事業等を通じて、職員は企業連携による新たな技術開発のコーディネーターとなり当センターの設備も活用した取り組みを推進します。さらにはスタッフの一員となって、実際に研究全般に関わり企業と協働して技術開発を進めます。

## (4) 関係機関との連携

企業支援の充実を図るため、関係機関等との連携を進めます。また、中小企業が抱える技術課題に対するニーズと大学が保有する技術シーズ、その両方からのアプローチで産学公の連携強化を図り、「大学のまち京都」の資源を生かしたネットワークづくりを支援します。

### ア 広域での公設試験研究機関の連携

産業技術連携推進会議など他の公設試験研究機関及び(独)産業技術総合研究所と連携・協力し、各技術分野、地域の技術力向上などを図ります。

また、関西広域連合内の公設試験研究機関と連携し、情報の共有・活用・発信、設備の域内利用の促進等に取り組みます。

### イ 産業支援機関との連携

(公財)京都産業21、京都府知的財産総合サポートセンターと当センターの3者による連携を強化し、経営・技術・知的財産のワンストップ支援体制を強化します。

### ウ 大学との連携

連携の基盤を形成するため、大学を積極的に訪問するなど密接な関係を構築します。最新の技術動向に対応できる専門家を常に発掘し、特別技術指導員等の人脈を補強します。

また、企業ニーズに基づく新事業展開や大学の技術シーズの企業への移転の橋渡し、大学との

共同研究を推進します。

## エ 業界団体等との連携

市町村、地域の産業支援機関、業界団体と連携し、業界・企業ニーズの把握に努めるとともに、効果的な技術支援策の実施や技術職員の派遣等技術的要請に応えます。

また、中小企業を支援している金融機関とも連携・協力し、企業の技術課題を把握、その課題解決に努めます。

## (5) 情報発信

当センターにおける広報をお客様との対話の出発点として基本的な考え方などを定めた「京都市中小企業技術センター広報のありたい姿」(第3期中期事業計画において平成30年12月策定)の実現をめざし、中小企業等に役立つ情報を迅速に提供し、当センターへの理解の向上と活用の促進を図ります。

### ア 中小企業への情報提供と府民への広報

ホームページ、メールマガジン及び情報誌等の広報媒体をはじめ様々な機会を通して、中小企業のニーズに即した有益な技術情報や研究成果を迅速に提供します。また、広く府民にも当センターの役割や機能を知っていただけるよう努めます。

### イ 施設の公開

多くの中小企業に当センターを幅広く活用いただくとともに、多くの府民に当センターの役割や機能を知っていただくために、施設を公開します。

## (6) 地域産業の活性化

### ア 北部地域におけるものづくり産業の振興(中丹技術支援室)

府北部地域の地場ものづくり産業の一層の成長と次世代の産業振興を進めるため、北部産業創造センターを拠点に、「北部産業活性化拠点・京丹後」や広域振興局や地域の産業支援機関等と連携し、地域の企業のニーズに即した技術の高度化に向けた支援事業を継続・発展させます。また、研究開発や人材育成等を支援します。

### イ けいはんな地域における大学・研究機関と企業との連携推進(けいはんな分室)

けいはんな地域の産業支援機関との連携強化を図り、同地域に集積する企業間及び同地域に立地する大学・研究機関との連携を促進し、高度な技術と国際的な競争力を備えたものづくり産業を支援します。

## (7) 技術支援体制の充実・強化

### ア 技術職員の資質向上

職員の資質向上や技術継承を図る力を「職員力」と整理してまとめた「研修体系」(第3期中期事業計画において平成31年2月策定)に基づき、中小企業の期待に応えられる技術・知識、評価・提案力、研究開発力や他機関等とのコーディネート力の向上をめざします。そのため、企業

技術者と技術職員が共に学ぶ研究会・セミナーの実施や以下の取り組みを行います。

- ・各企業のものづくり現場への積極的な訪問
- ・研修会・講習会・学会への参加
- ・計画的な研修機関・研究機関への派遣

## イ 機器利用者への支援体制強化

分析装置、試験・測定装置などの主要機器について、ジョブローテーションや複数担当体制により機器利用ノウハウの蓄積・共有を図り、利用者の利便性向上を図ります。

## ウ 知的財産の管理

当センターの知的財産権の取得・活用等の考え方をまとめた「知的財産権ポリシー」を適正に運用するとともに、関係機関等との情報交換に努め、知的財産の適切な管理・活用を行います。

## エ 機器の整備

### (7) 機器整備計画に基づく機器整備

保有機器の耐用年数、企業ニーズや技術の動向等を勘案して作成した「機器整備計画」に基づき計画的に整備します。

### (4) 機器の計画的な保守・点検

「機器の保守点検計画」に基づき計画的な保守・点検を行います。

## オ 業務運営に係る基盤的事項

当センターの限られた資源を活用し、府内中小企業の技術支援を効果的に行う事務・事業を実施するため、予算を効率的に執行するとともに、「物品管理マニュアル」に基づいて適正に物品を管理します。

## ◆当センターの中小企業支援メニュー

① 技術相談	中小企業等が抱える技術課題全般にわたる相談に対応します。
② 職員による助言・提案	当センターの職員が、現場視点から技術的課題への解決を支援します。
③ 依頼試験	製品・部品・材料等を預かり、試験・測定・分析を行い、必要な支援を行います。
④ 機器貸付	当センターの機器設備を中小企業等にご利用いただきます。また、機器等の操作習得の研修や活用方法、分析・試験結果に対する評価方法などに関するアドバイスをを行います。
⑤ 専門家との連携による技術支援	当センターの職員で対応できない技術相談について、特別技術指導員等の専門家と連携を図り支援します。
⑥ 共同研究	中小企業や大学等と共同研究を行います。
⑦ 受託研究	中小企業等からの委託を受け、試験研究を行います。
⑧ 研究生受入	中小企業等から研究生を受け入れ、研究のサポートと人材の育成を行います。
⑨ 実習生受入	大学等から実習生を受け入れて研修等を行い、人材の育成を行います。
⑩ 研究会	当センターが中心になって、会員同士で研鑽を図り技術を深める研究会を行います。
⑪ セミナー・講習会	技術支援に係るセミナー・講習会を開催し技術力の向上を図ります。
⑫ 連携・コーディネート	中小企業等の産学公連携・企業間連携を進めます。
⑬ 情報発信	中小企業等に役立つ情報を発信します。

## 4 計画の推進

本計画を着実に実施するために、以下の取り組みを行います。

### (1) PDCAの徹底

#### ア 計画(plan)と実行(do)

- ・工程表の作成

重点目標を達成するために取り組む内容については工程表を作成し、計画的に推進します。

- ・年度計画の策定

当該中期事業計画を確実に実行していくため、単年度ごとの事業計画を策定します。

#### イ 評価(check)と改善(action)

課長会議において、本計画の進捗状況を定期的に把握して成果検証を行い、継続的な改善・充実に取り組みます。

- ・主要事業実績の把握

毎月の業務月報により取り組み状況を把握し、事業の改善・充実に活かします。

- ・アンケート調査の実施

業務の評価を行うため、必要に応じて利用者へのアンケートを実施します。

- ・事業運営懇談会等の開催

企業経営者、学識経験者などの外部有識者から、当センターの事業運営全般について意見・助言を得るために懇談会を開催します。

### (2) 取り組み実績の公表

事業の推進状況等について、事業概要報告書等により公表します。